

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する村民の皆様への 村長メッセージ（令和2年4月20日）

村民の皆様、村長の後藤幸三でございます。

新型コロナウイルスの感染の拡大が7都府県以外にも広がっていることから「緊急事態宣言」が全国に拡大されました。これを受け群馬県知事は緊急事態措置として、県民に対して外出自粛の要請及び、事業者等に対して施設の使用停止並びに催物の開催の停止要請を行いました。

本村といたしましても、対策本部会議において今後の取り組みについて、一部はすでにお知らせのとおりですが、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせいたします。

まず、幼稚園、小・中学校及び保育所、児童館におきましては、臨時休業を5月10日まで延長といたします。

また、体育館、校庭、園庭等の使用及び図書の貸し出しも中止といたします。

保護者の皆様には、自宅で子ども達の検温等の健康チェックをしていただき、風邪等の症状がある場合は休養するなど、のご協力をお願いするものでございます。

次に、村内観光施設等の感染防止対策につきましては、すでにお知らせしておりますが、観光施設等を管理している指定管理者に対し、それぞれの施設（高山温泉ふれあいプラザ、いぶきの湯、宿泊施設コテージ、みどりの村キャンプ場及びレストラン）及び農産物直売所並びにふれあいパークにつきましては、当分の間の休業要請をお願い、これにより、それぞれの施設は、5月10日（日）までの間臨時休業となります。

続きまして、村が主催する会議などは、必要な感染防止対策を講じる中で、必要に応じ実施をさせていただきます。

また、今後、村内各地で予定されておりますお祭りや会合等、各地域や団体等で実施を予定されておりますイベントなどにつきましては、自粛していただきますよう強く要請いたします。

続きまして、役場職員の勤務体制についてお知らせいたします。

職員の感染等により、業務継続が困難となる事態を防ぐため、4月21日（火）から5月6日（水）までの間の平日において、2班編制による「在宅勤務」と「職場勤務」を1日単位で繰り返す勤務体制を導入いたします。

役場の業務については、通常の業務となりますが、業

務の縮小、緊急性の低い業務の先送り等を検討する中で、住民サービスが低下することのないよう万全の態勢により対応して参りますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上、感染症対策に伴う対応につきましてご報告申し上げましたが、5月10日以降につきましては、今後の状況により対応を考えてまいります。

村民の皆様におかれましては、外出の自粛、特に他の都道府県間をまたいだ移動、ゴールデンウィーク期間における不要不急の旅行などの移動は自粛して頂くようお願いいたします。また、日頃から手洗い、マスクの着用、咳エチケット等を行っていただき、感染予防に努めていただきますようお願いいたしますとともに、ご理解賜りますようお願い申し上げます、私からのご報告とさせていただきます。